

令和7年度

就学相談ガイダンス



申込受付期間

就学相談 5月7日(水) ～ 10月31日(金)

電子受付 5月7日(水) ～ 9月30日(火)

※電子受付は、小学校就学児童のみ

電話受付 5月7日(水) ～ 10月31日(金)

転学相談 電話受付 5月7日(水) ～ 12月19日(金)

自閉症・情緒障害特別支援学級 就学・転学相談

電話受付 6月2日(月) ～ 8月29日(金)



北区教育委員会 教育総合相談センター

就学相談ガイダンス 目次

	ページ
はじめに	----- 1
1 就学相談・転学相談の進め方	
(1) 就学相談・転学相談の流れ	----- 2
(2) 各相談内容の概要	----- 3
(3) 就学支援委員会・小集団活動日程予定	----- 4
(4) 保護者の皆様へのお願い	
(5) 就学後のフォローアップ	
2 様々な学びの場	
(1) 北区における学びの場	----- 5
(2) 学びの場の特色一覧	----- 6
(3) 学びの場における障害の種別と程度一覧	----- 7
(4) 特別支援学級（知的障害）	----- 8
(5) 特別支援学級（自閉症・情緒障害）	----- 10
(6) 都立特別支援学校	----- 12
視覚障害・聴覚障害・肢体不自由及び病弱	
知的障害	
(7) 国立・区立・私立特別支援学校	----- 14
(8) 副籍制度による交流について	----- 15
(9) 通級による指導	----- 16
(10) 放課後の生活	----- 18
＜参考資料＞	
みちしるべ ～ライフステージに応じた教育・福祉の機関～	----- 20
いろいろな高等学校の教育	----- 21
特別支援学校高等部の教育	----- 22
北区立特別支援学級設置校・都立特別支援学校一覧	----- 23
北区立特別支援学級設置校・都立特別支援学校（地図）	----- 24
ホームページ・関係機関の案内	----- 25
就学相談窓口案内（住所・TEL・FAX・地図）	

はじめに

一人一人の健やかな成長を願って

お子さんが夢に向かって、自らの能力を十分に生かしながら自立し、社会参加のできる力を身に付けていくことはとても大切なことです。そのためには、お子さんの状態や特性を客観的に把握し、最もふさわしい学習環境で教育を受けることが重要です。

就学相談は、心身の発達等に課題があり特別支援教育を必要とするお子さんの就学について、北区教育委員会は、東京都教育委員会と連携して、お子さんの能力や成長の可能性を最大限に発揮し、楽しい学校生活を送ることができるよう、最もふさわしい就学先を保護者と一緒に考えていきます。

発達の状態等に応じた学びの場として区立小学校・中学校・義務教育学校（前期・後期）の通常の学級や特別支援学級、都立特別支援学校小学部・中学部等があります。

この「就学相談ガイダンス」は、保護者・関係者の皆様に情報を提供するとともに、見通しをもって就学相談が受けられるよう願って作成いたしました。ぜひご活用ください。

※小学校・義務教育学校（前期課程）は、以下「小学校」、

中学校・義務教育学校（後期課程）は、以下「中学校」と表記いたします。



就学相談は

北区に住所があり、次に該当する就学先や転学についてのご相談を希望する方が対象です。

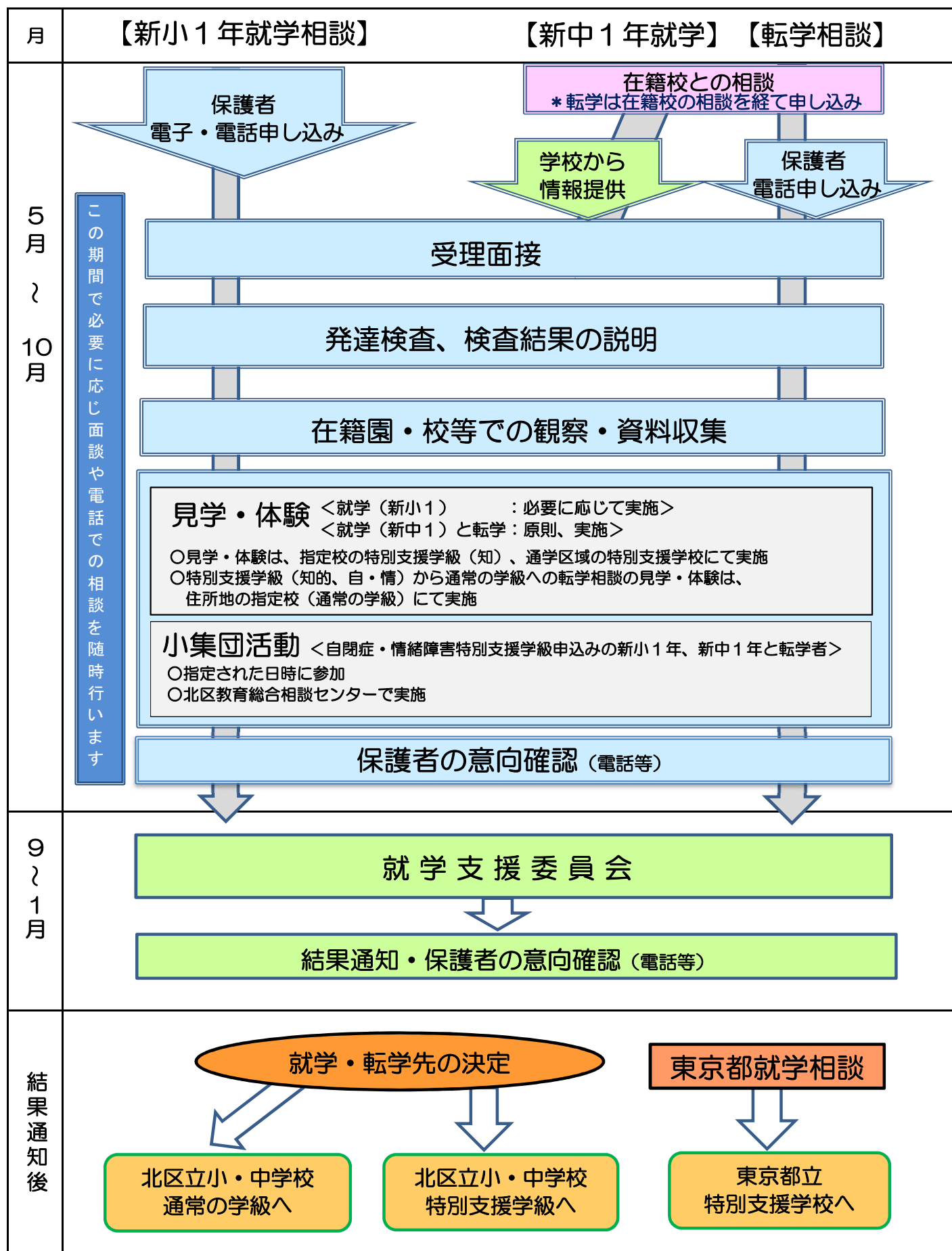
- ① 令和8年度に小学校へ入学する年齢のお子さん
- ② 現在、小学校第6学年に在籍するお子さん
- ③ 現在、就学猶予又は免除の措置を受けている学齢児童・生徒で、来年度就学を希望するお子さん
- ④ 現在、特別支援学校小学部に在籍する児童で、区立小・中学校への就学を希望し、在籍学校長、都教育委員会が区立小・中学校への就学が適当と判断したお子さん

就学相談では、必要な情報を提供し、お子さんの様子を確認し、保護者のお考えをうかがいます。お子さんの実態や状況を踏まえながら、ライフステージを見据え、可能性を最大限伸ばすための教育環境や教育内容・方法を一緒に考えていきます。

就学した「学びの場（通常の学級、特別支援学級、特別支援学校）」は、固定したものではなく、現在の状態や発達の状況等を勘案しながら最もふさわしい教育を受けるために、転学の相談を行っています。

1 就学相談・転学相談の進め方

(1) 就学相談・転学相談の流れ



(2) 各相談内容の概要

申し込み

- ・保護者からの電子（新小1就学のみ）または電話の申し込みにより、就学・転学相談が始まります。お子さんの氏名や家庭・園等での状況など相談に必要な内容等、概要を伺います。差し支えない範囲でご記入またはお聞かせください。
- ・転学相談の場合は、事前に在籍校と相談の上、お申し込みください。

受 理 面 接

- ・相談員2名で相談を進めます。保護者との面接では就学相談の流れや内容、それぞれの学びの場の教育内容や指導の特徴を説明するなど、就学先決定に必要な情報を交換します。
- ・お子さんとの面接は1回目の行動観察として、個別の場面での様子を観察します。遊び等の活動を通してお子さんの状態や特性を把握し、必要な支援や適切な指導内容を検討するために行います。

発 達 検 査

- ・発達検査は、お子さんの成長・発達の状況を把握し、適切な指導や支援につなげる客観的な情報となります。就学相談でも発達検査の実施は可能ですが、お子さんの力が十分に出せるよう、通い慣れた医療機関や相談機関がある場合は、そこで受けることをお勧めします。なお、就学相談による検査は予約制で、お子さんと担当者の一対一で行います。検査時間は、1時間から1時間半程度です。保護者は、その間、別室でお待ちいただき、必要に応じて面接・相談を行います。

医 師 診 察

- ・医学的な視点から、お子さんにとって必要な指導・支援を考え、最もふさわしい学びの場を判断するために「医師診察記録（所定様式）」の提出をお願いしています。都立特別支援学校、自閉症・情緒障害特別支援学級への就学の際には必須となります。

小集団活動（自閉症・情緒障害特別支援学級への就学または転学の対象者のみ）

- ・小集団でのお子さんの個々の課題を観察し、必要な支援方法、内容等を探ります。北区教育委員会が任命した幼・小・中の教員が観察者として、複数の目で観察します。

見学・体験

- ・必要に応じ特別支援学級や特別支援学校で見学・体験を行います。通常の学級以外の学びの場を考えるよい機会となります。詳細については担当の相談員にお問い合わせください。なお、特別支援学校の場合、学部別説明会へ参加していただくことで、見学・体験の代わりとなります。

保護者の意向確認

- ・就学支援委員会前に、これまでの相談の流れからの保護者の学びの場のご意向を確認します。

就学支援委員会

- ・教育学、医学、心理学等の観察専門的知見を有する委員で構成され、お子さんの力を最も伸ばす可能性のある「学びの場」について話し合うために設置されます。収集した資料をもとに本人・保護者の意向を踏まえて、総合的な観点から最もふさわしい就学先を判断します。

判断の結果通知、保護者の同意、就学先決定

- ・就学支援委員会で判断された結果について、経過説明と合わせて保護者に電話等でお伝えします。
- ・判断の結果を踏まえ保護者の同意を得た上で、就学先を最終的に教育委員会として決定します。

(3) 就学支援委員会・小集団活動日程予定

<就学支援委員会>

回	月 日 (曜)
第1回	9月25日 (木)
第2回	10月16日 (木)
第3回	11月 6日 (木)
第4回	11月13日 (木)
第5回	11月27日 (木)
第6回	12月18日 (木)
第7回	1月29日 (木)

*委員のみが出席する会で、保護者は出席する必要はありません。

<小集団活動>

対 象	月 日 (曜)
新小1年 小 転 学	10月 3日 (金)
新中1年 中 転 学	10月 8日 (水)

※自閉症・情緒障害特別支援学級への就学、転学を希望されている児童・生徒が参加します。

場所：滝野川分庁舎

(4) 保護者の皆様へのお願い

お子さんにとって最もふさわしい学びの場を決定していくために、お子さんの特性の把握、学びの場の情報提供、見学・体験の機会設定等、丁寧に相談を進めていきます。

そのため、保護者の皆様には下記面接・相談等の日時の都合をつけてくださいますよう、ご協力をお願いします。

相談の段階	お子さん	保護者
1 受理面接	行動観察	受理面接
2 発達検査	発達検査	相談・待機
3 小集団活動	小集団での活動	引率・待機
4 面接・相談	同伴は必要ありません	相談
①検査結果の説明	同伴は必要ありません	検査結果の説明
②学級等の見学・体験	体験・見学	引率・見学・相談

1～4-①は、滝野川分庁舎にて行います。4-②は、指定校（居住地に最も近い学校）にて行います。

※指定校で10月～11月に行われる「就学時健康診断」の面接の際は、就学相談を受けていることを学校にお伝えください。



(5) 就学後のフォローアップ ～よりふさわしい支援・学びの場への移行～

就学先が最終的な学びの場となるのではなく、お子さんの成長・発達の様子、適応の状況等を見ながら、柔軟に支援内容や学びの場を見直すことができます。お子さんの成長や適応状況を見守りながら、就学後も必要に応じて在籍する学校とご相談ください。各小・中学校には、スクールカウンセラーも配置しておりますので、随時ご相談いただけます。

肢体不自由や病気のあるお子さんが学校生活を送れるよう、必要に応じて介助員配置や医療的ケアの支援も行っています。

2 様々な学びの場

(1) 北区における学びの場

北区の就学・転学の仕組み

学校の指定

児童・生徒の小・中学校の就学及び転学については、住民基本台帳の住所を基に、教育委員会が就学及び転学すべき学校を指定することとしており、原則として指定された学校に入学していただくことになります。この指定された学校を「**指定校**」といいます。

特別支援学級への就学及び転学の場合は、住民基本台帳の住所から直線距離で一番近い特別支援学級を設置している学校が「指定校」となります。

指定校変更と区域外就学及び受入れ制限

特別な事情があって、指定校以外の学校に就学を希望する場合には、指定校変更・区域外就学という二つの制度があります。

両制度の承認基準は、毎年11月上旬に区ホームページで公表しますので、ご確認ください。

- ・指定校変更 北区に住民登録がある方で、指定校以外の北区立小・中学校へ通学する制度。
- ・区域外就学 北区外に住民登録がある方で、北区立小・中学校へ通学する制度。

※ なお、教室数の不足等により、指定校変更、区域外就学を制限する場合があります。

通常の学級

小・中学校で同学年の児童・生徒で編成し、通常の授業を行う学級です。現在、小学校全学年、中学校第1学年の基準を35人、中学校第2・3学年の基準を40人としています。

特別支援学級 (知的障害)

知的発達に遅れがあり、他者との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である児童・生徒を対象とした学級です。

自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。

また、生活に結びついた具体的・体験的な学習を進めるとともに、通常の学級との交流及び共同学習を実施しています。

子どもたち一人一人に実態に応じたきめ細かな指導を行うため、少人数で学級が編成されています。

特別支援学級 (自閉症・情緒障害)

知的発達に遅れがなく、次の①又は②に該当する児童・生徒を対象とした学級です。

①自閉症又はそれに類する障害で、他者との意思疎通や対人関係の形成が困難である児童・生徒

②主として心理的な要因による選択性かん黙等で社会生活への適応が困難である児童・生徒

各教科等の学習と障害に配慮した指導として「自立活動」の学習を行います。

障害の状態や実態に応じて、基本的な生活習慣を確立することや、正しい言葉でのやりとり、自分の意思を適切に伝えること、相手の立場に立って考える等の力を高めていきます。

特別支援学校 (知的障害、病弱・ 肢体不自由等)

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由及び病弱(身体虚弱者を含む)を対象とした学校です。

児童・生徒一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばし、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能の習得を目指しています。

また、「自立活動」の指導も障害特性に応じて行われます。

居住する地域の学校に副次的な籍(副籍)をおき、直接的、間接的交流を行い、居住する地域とのつながりを大切にしたい取組も行っています。

(2) 学びの場の特色一覧

項 目	通常の学級	特別支援学級（自・情）	特別支援学級（知）	特別支援学校（知）			
学級の定数	35名（小1～6年・中1） 40名（他の学年）	8名	8名	普通学級（知的障害）6名 普通学級（自閉症）6名 重度重複学級 3名			
教 員 数	1名（1学級1担任）	学級数+1名	学級数+1名	1名（1学級1担任）			
単位時間	小学校45分 中学校50分	小学校45分 中学校50分	小学校45分 中学校50分	小学校20～45分 中学校25～50分			
教育課程 編成例 (時間割)	＜小学校＞ 国語科、算数科、 生活科（1・2年） 音楽科、図画工作 体育科、道徳科、特別活動 社会科（3年～6年） 理科（3年～6年） 外国語活動（3・4年） 外国語科（5・6年） 総合的な学習の時間 （3年～6年） ＜中学校＞ 国語科、社会科、 数学科、理科 音楽科、美術科、 保健体育科 技術・家庭科、 外国語科、 道徳科、 総合的な学習の時間 特別活動	通常の学級の各教科に 自立活動が加わる	＜小学校＞ 国語科、算数科、 音楽科、図画工作 体育科、道徳科 生活単元学習 日常生活の指導 自立活動 （教育活動全体） 外国語活動 特別活動 ＜中学校＞ 国語科、社会科、数学科、 理科 音楽科、美術科、 保健体育科 職業、家庭科、外国語科、 道徳科、 総合的な学習の時間、 特別活動 生活単元学習、作業学習	＜小学部低学年＞			
					知的	自閉	重度
				教科別	＜小学部＞ 国語科、算数科、音楽科、 体育科、図画工作 ＜中学部＞ 国語科、数学科、音楽科、 保健体育科、美術科		
				領域別			自立活動 （時間）
				合わせた指導		社会性 の学習	
授業形態	・一斉指導 ・習熟度別指導	・小集団指導が中心	・小集団指導が中心	・小集団と個別指導の組み合わせ			
指導内容	・教科書の内容を中心	・教科書の内容を中心 ・個々の特性や障害に 応じた自立活動	・個々の状況や障害に 応じ、教科書の内容を 精選・焦点化	・個々の状況や障害に応じ、 教科書の内容を精選・重点化			
教科書	・文部科学省検定教科書	・文部科学省検定教科書	・文部科学省検定教科書 ・文部科学省著作教科書 ・学校教育法付則第9条 の規定による教科書 （一般図書）	・文部科学省検定教科書 ・文部科学省著作教科書 ・学校教育法付則第9条の規定 による教科書（一般図書） ・個々の障害の状況に合わせて 作成された教科書			
指導速度	・学習指導要領と教育 計画に沿った指導	・学習指導要領と教育 計画に沿った指導	・個別指導計画を基に、 一人一人の学習の速度 に合わせた指導	・個別指導計画を基に、 一人一人の学習の速度 に合わせた指導			
その他の 特 徴	・学習指導要領に沿った 教育課程 ・特別支援学級との交流 及び共同学習 ・ことば・きこえの学級 への通級 ・特別支援教室の利用	・学習指導要領に沿った 教育課程 ・特別支援学校小学部中 学部学習指導要領に沿 った自立活動 ・通常の学級との交流 及び共同学習	・学習指導要領に沿い、 特別支援学校小学部中 学部学習指導要領を参 考とした教育課程 ・通常の学級との交流 及び共同学習	・特別支援学校小学部中学部学 習指導要領に沿った教育課 程 ・通常の学校との交流及び共同 学習 			

(3) 学びの場における障害の種別と程度一覧

※東京都教育委員会「令和6年度一就学相談の手引きー児童・生徒一人一人の適切な就学のために（義務教育）」より抜粋

特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害主と程度

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導（※）
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	【弱視者】拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	【弱視者】拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	【難聴者】補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な程度のもの	【難聴者】補聴器等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療または生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	一慢性の呼吸器疾患その他の疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
言語障害者		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る）で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者			主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害者			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
多動注意欠陥障害者			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導必要とする程度のもの
法根等拠	学校教育法施行令22条の3	「756号通知」及び「1178号通知」	

※自閉症者、情緒障害者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者については特別支援教室での指導の対象

（４） 特別支援学級（知的障害）

北区では、小学校３３校中１０校に、中学校１２校中７校に特別支援学級（知的障害）の固定学級を設置しています。

特別支援学級（知的障害）では、地域社会の中で自立して生活を送れるよう、必要な知識・技能・態度及び生活習慣を養い、自分で考える力や豊かな心を育てるために、体験を大切にしながらきめ細かな指導を行います。

特別支援学級（知的障害）の教育

小学校・中学校の学習指導要領に準じて教育が行われますが、お子さんの実態に応じて、知的障害特別支援学校の学習指導要領を参考として、特別の教育課程を編成できるようになっています。学習内容を焦点化・重点化する、各教科・領域等を合わせて指導するなど、個別指導計画を作成し、個に応じた内容や方法を工夫して指導します。

主な指導の重点

- ①情緒の安定を図り、自己肯定感また社会への適応力を高め、自立できる力を育みます。
- ②具体的な学習や生活経験の積み重ねにより、基礎的な学習内容の定着を図り、知識・経験を広げます。
- ③学校や学級、社会のきまりを守って生活できるようにします。
- ④係や当番活動など学校生活の様々な場面で、最後までやり遂げようとする態度や友達と協力する態度を育てます。
- ⑤通常の学級との交流及び共同学習を通して、相互理解を図るとともに、地域社会の一員として豊かに生きる素地を育みます。
- ⑥健康・安全に関わる知識を深め、進んで体を動かし体力の向上を図ります。

合同行事

北区の特別支援学級（知）は、次のような合同行事を実施しています。学習内容は、他の学習との関連を図りながら生活経験を豊かにし、理解を深め、意欲的な学習態度や技能を高める指導の工夫をしています。

新入生・転入生を迎える会

毎年４月下旬から５月初旬、小学校１０校、中学校７校の児童・生徒が合同で新入生・転入生を迎える会を開きます。

第一部は、各学級に入学・転学した児童・生徒や各校の紹介を行います。

第二部は、レクリエーション活動を行います。

宿泊学習

身の生活自立や集団生活への適応を図るため、宿泊学習を通して、生活の実践力を培う場としています。

綿密な計画と事前学習を徹底し、学校間の交流学习も行います。宿泊地は、那須高原学園や岩井学園を利用し、山や海の自然を生かした宿泊学習を展開しています。



卒業生を送る会

第一部は「卒業生の発表」など、第二部は音楽・劇・作品展示等の文化的な「発表会」を行っています。子どもたちの作品や演技を通して、一般の区民に特別支援教育への理解を深めることもねらいとしています。作品展や学芸発表を合同で観覧することで、卒業を祝う心情が高まります。

特別支援学級（知的障害） 学習・活動の例

	小学校	中学校
朝の会・ 帰りの会	朝の会では、あいさつ、歌、スピーチ、予定の確認などを行い、見通しをもって一日をスタートできるようにします。また、詩の音読、読み聞かせ、視写、日記等に取り組み、話す力・聞く力、文字や文章を書く力を伸ばします。 帰りの会では、楽しかったことや頑張ったこと等を発表し、一日の振り返りをします。	毎朝10分の朝読書と全員スピーチを行っています。 帰りの会で、連絡帳、日記、漢字ノートを書き、自己管理する習慣を育てるとともに、家庭学習に取り組み、言語的な力を伸ばしています。
教科学習	主に国語科・算数科は進度に合わせ少人数で、音楽科・図工科・体育科は学級全体で学習することが多いです。総合的な学習の時間や他の学習は内容に合わせて全体やグループで学習します。生活経験をもとに、実生活に役に立つ能力の伸長を目指し、生活単元学習と関連付けて学習します。	国語科・数学科は、習熟度別にグループをつくり、個々の課題に応じて基礎学力の定着を図ります。 社会科・理科・音楽科・美術科・保健体育科・技術家庭科・外国語科・道徳科は合同で学習を行い、共に学ぶ楽しさを味わいながら、協力して学習します。
交流及び 共同学習	行事の交流、教科の交流、給食交流等、児童の実態に合わせた交流及び共同学習を進めています。委員会やクラブ活動、縦割り班活動なども一緒に活動します。	生徒会活動、学校行事、部活、通常の学級の授業など、生徒の実態に応じて通常の学級との交流及び共同学習を行っています。
その他	生活単元学習・自立活動など	作業学習・職場体験・進路講演会など



小学校低学年の時間割 例

	月	火	水	木	金
	全校朝会 朝の会	朝の会 ことば	朝の会 読書	児童集会 朝の会	朝の会 読み聞かせ
1	こくご	さんすう	こくご	こくご	がっかつ
2	せいかつ たんげん かくしゅう	こくご	せいかつ たんげん かくしゅう	おんがく	さんすう
3	たいいく	ずこう	たいいく	せいかつ	たいいく
4	おんがく	ずこう	どうとく	せいかつ たんげん かくしゅう	こくご
5	さんすう	せいかつ たんげん かくしゅう	さんすう	さんすう	こくご



中学校の時間割 例

	月	火	水	木	金
	朝会	朝マラソン			
1	生活単元 学習	作業	音楽	基礎学習 (国語)	体育
2	外国語	作業	生活単元 学習	音楽	理科
3	家庭	基礎学習 (数学)	体育	学級活動	技術
4	家庭	社会	道徳	体育	技術
5	基礎学習 (国語)	体育	社会	美術	理科
6	総合的な 学習の時間	総合的な 学習の時間		美術	クラブ 委員会

（５）特別支援学級（自閉症・情緒障害）

北区では、小学校３３校中２校に、中学校１２校中２校に特別支援学級（自閉症・情緒障害）の固定学級を設置しています。

特別支援学級（自閉症・情緒障害）では、例えば、情緒的に不安定になってしまった際に、具体的な方法を通して落ち着きを取り戻すことができるようにするなど、一人一人の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切に指導します。

対象になる幼児（新１年生）・児童・生徒（新中１年生・転学）

次に掲げる基準のすべてに該当する幼児・児童・生徒

- （１）知的発達に遅れがなく、以下の①または②に該当するものであること。
 - ①自閉症又はそれに類する障害で、他者との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの。
 - ②主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの。
- （２）北区立小・中学校に在籍していること。
 - ＊小学校新１年生になる幼児については、北区に在住していること。
- （３）原則、北区立学校の特別支援教室における巡回指導を受けてきており、巡回指導では課題の改善が困難であること。
- （４）在籍校に継続して登校していること。また、当学年の学習内容を習得していること。
 - ＊小学校新１年生になる幼児については、（３）（４）の基準は除く

入級での留意事項

- （１）年度途中の転学（入級）はできません。
- （２）「医師診察記録（所定様式）」の提出が必要です。
- （３）小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級への登下校では、原則保護者等の送迎が必要です。

- ア 主たる診断が学習障害や注意欠如多動症であるものは、特別支援教室における指導の対象です。
- イ 自閉症のうち、多動とみなされる行動が見られる場合も、アと同様に特別支援教室での指導対象となります。

※「平成２５年１０月４日付け２５文科初第７５６号文部科学省初等中等教育局長通知」より

主な指導の重点

各教科・領域

基本的には、通常の学級に準ずる内容、限られた時間数で焦点を当てた指導を行います。

◆担任が直接指導する場面と、児童・生徒が自主的に学習する場面があります。

自立活動

- ① 健康の保持
- ② 心理的な安定
- ③ 人間関係の形成
- ④ 環境の把握
- ⑤ 身体の動き
- ⑥ コミュニケーション

6区分27項目の中から、個々の特性に応じて選択し、指導します。

交流及び共同学習

通常の学級の教科の学習や健康・体育的行事、文化的行事への参加も視野に入れ、そこでの発言や話し合いの仕方等を身に付け、満足感や達成感を味わえるよう指導します。

指導の留意点

自閉症・情緒障害特別支援学級では、自立活動の時間を設定するとともに、各教科、道徳、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間及び特別活動との密接な関連を図り、学習効果を一層高める指導が行われるようにします。

自立活動の指導時間を確保する際には、各教科等の授業時数を数時間減することになりますが、各教科の授業時数を十分に検討し、児童・生徒の障害特性に応じて、各教科の内容が十分に指導できるように留意しています。

そして、教科学習、宿泊学習などの学校行事と自立活動をリンクさせることで、自立活動の指導の効果を高めていきます。

※例えば、国語の「話す・聞く」は、自立活動のソーシャルスキルトレーニングのコミュニケーションと重なることから、国語の内容（時間）を減じる等、工夫しています。

■ 時 間 割 ■

＜小学校の時間割の例＞

	月	火	水	木	金
1	さんすう	さんすう	さんすう	さんすう	さんすう
2	こくご	こくご	こくご	こくご	こくご
3	おんがく	おんがく	たいいく	たいいく	たいいく
4	じりつ かつどう	とくべつ かつどう	じりつ かつどう	せいかつ	せいかつ
5	こくご	こくご	こくご	どうとく	こくご
6		すか こうさく			

＜中学校の時間割の例＞

	月	火	水	木	金
1	算数	算数	算数	算数	算数
2	国語	国語	国語	国語	国語
3	音楽	家庭	特別活動	体育	外国語活動
4	理科	家庭	理科	理科	総合的な学習の時間
5	社会	図画工作	社会	社会	総合的な学習の時間
6	自立活動	体育		道徳	体育

	月	火	水	木	金
1	特別活動	国語	国語	国語	外国語
2	数学	数学	技術・家庭	数学	数学
3	社会	社会	外国語	社会	数学
4	理科	理科	自立活動	理科	理科
5	外国語	保健体育	総合的な学習の時間	保健体育	自立活動
6	美術	道徳		音楽	総合的な学習の時間

「自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程の在り方について（平成28年3月）」（東京都教育委員会）より引用

(6) 都立特別支援学校

障害種別（盲・ろう・肢・病・知）ごとに、障害の状態等により必要に応じて専門的な教育を受けることができる都立特別支援学校があります。

特別支援学校では一般的な教科学習の他に、障害による困難を補うために必要な知識・技能を『自立活動』という教科で取り組みます。

視覚障害特別支援学校（盲学校）

対象

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの等。

自立活動の内容例

点字の活用、白杖を使用した歩行練習、ビジョントレーニング等。

学区

都内全域が学区となっています。

北区近隣の都立視覚障害特別支援学校

都立葛飾盲学校（幼・小・中） 葛飾区堀切7-31-5 ☎ 03-3604-6435

都立久我山青光学園（盲・知併置：盲⇒幼・小・中 知⇒小・中）
世田谷区北烏山4-37-1 ☎ 03-3300-6235

聴覚障害特別支援学校（ろう学校）

対象

両耳の聴力が、おおむね60デシベル以上のもの等。

自立活動の内容例

補聴器の活用、手話等を活用したコミュニケーション練習等。

学区

都内全域が学区となっています。

北区近隣の都立聴覚障害特別支援学校

都立葛飾ろう学校（幼・小・中・高・高専） 葛飾区西亀有2-58-1 ☎ 03-3606-0121

都立大塚ろう学校（幼・小） 豊島区巣鴨4-20-8 ☎ 03-3918-3347

都立中央ろう学校（中・高） 杉並区下高井戸2-22-10 ☎ 03-5301-3034

肢体不自由特別支援学校及び病弱教育部門併置校

対象

補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的動作が不可能又は困難な程度のもの等。

自立活動の内容例

自助具や情報機器の活用、専門家等と連携した指導等。

学区

区内居住地によって学区が定められています。病弱教育部門は別途指定されています。

北区を学区とする都立肢体不自由特別支援学校

都立志村学園（肢体不自由部門）（小・中・高）

板橋区西台1-41-10 ☎ 03-3931-2323

・学区：浮間、赤羽北、赤羽3、赤羽台3～4、桐ヶ丘

都立北特別支援学校（肢体不自由部門・病弱教育部門）

北区十条台1-1-1 ☎ 03-3906-2321

・肢体不自由部門学区：浮間、赤羽北、赤羽3、赤羽台3・4、桐ヶ丘以外の北区全域

・病弱教育部門：学校の学区内の病院に一時的に入院している児童・生徒が対象
の訪問学級と、東京大学附属病院内にこだま分教室があります。

知的障害特別支援学校

教育の特徴

都立王子特別支援学校は、小学部・中学部・高等部、12年間の個に応じた一貫性のある指導の充実を目指した知的障害特別支援学校です。

学区

都立王子特別支援学校は北区、文京区、豊島区全域と近隣区の一部を学区としています。

※ 以下は、王子特別支援学校要覧（小学部）より抜粋した教育課程の概要です。

【都立王子特別支援学校の教育課程】



<校訓>

自立に向かって、確かな学び

<小学部>

一人一人の実態に応じた、自立した学校生活へ

<中学部>

学校生活から地域生活へ

<高等部>

そして夢を実現する社会へ

<教育目標>

- ・夢をもち、その実現に向かってチャレンジする意欲を育てる。
- ・地域の一員として進んで社会に参加・貢献し、自立して生きる態度を育てる。
- ・自らを表現し、他人を尊重し協力する社会性を育てる。
- ・基本的な生活習慣を身に付け、健やかな心と体を育てる。

小学部第1学年の時間割

月			火			水			木			金		
知的	自閉	重度	知的	自閉	重度	知的	自閉	重度	知的	自閉	重度	知的	自閉	重度
日常生活の指導 (着替え、トイレ、荷物の整理、朝の会、係活動 等)														
体 育														
国語・算数		自立活動	国語・算数		自立活動	国語・算数		自立活動	国語・算数		自立活動	国語・算数		自立活動
図画工作			生活単元学習	社会性の学習	自立活動	音 楽			遊びの指導			音 楽		
遊びの指導	社会性の学習	遊びの指導	国語・算数			体 育			国語・算数			生活単元学習		
日常生活の指導 (着替え、手洗い、係活動 等)														
給 食														
昼休み														
日常生活の指導 (着替え、荷物の整理、そうじ、帰りの会 等)														

- ◎ 日常生活の指導 …………… 着替え、荷物整理、排せつ、食事、係活動などの基本的な生活習慣や集団生活の決まりなどを学習します。
- ◎ 国語・算数（個別課題学習）… アセスメントに基づき、個別の課題設定を行い、文字や数等の理解につながる基礎的課題に段階的に取り組みます。
- ◎ 生活単元学習  …… 複数の教科等を合わせた学習で、生活に必要な事柄（季節行事、公共施設の利用、調理等）を実際的に・総合的に学びます。小学部から公共交通機関の利用にも取り組んでいます。
- ◎ 社会性の学習 …………… 自閉症の児童が、対人関係や社会生活に関わる行動について段階的に学びます。

(7) 国立・区立・私立特別支援学校

種 別	学 校 名	設置学部	所 在 地	電 話
国 立	視覚障害 筑波大学附属 視覚特別支援学校	幼・小・中 高（普・音・専）	文京区目白台3-27-6	03-3943-5421
	聴覚障害 筑波大学附属 聴覚特別支援学校	幼・小・中 高（普・専）	市川市国府台2-2-1	047-371-4135
	肢体不自由 筑波大学附属 桐が丘特別支援学校	幼・小・中 高	板橋区小茂根2-1-12	03-3958-0181
	知的障害 筑波大学附属 大塚特別支援学校	幼・小・中 高	文京区春日1-5-5	03-3813-5569
	知的障害 東京学芸大学附属 特別支援学校	幼・小・中 高	東久留米市氷川台1-6-1	042-471-5274
	重複障害 自閉症教育 筑波大学附属 久里浜特別支援学校	幼・小	横須賀市野比5-1-2	046-848-3441
区 立	肢体不自由 新宿区立新宿養護学校	小・中	新宿区西新宿4-20-11	03-5351-1233
	知的障害 杉並区立済美養護学校	小・中	杉並区堀ノ内1-19-25	03-3313-0561
私 立	聴覚障害 日本聾話学校	幼・小・中	町田市野津田町並木1942	042-735-2361
		明晴学園	品川区八潮5-2-1	03-6380-6775
	知的障害 愛育学園	幼・小	港区南麻布5-6-8	03-3473-8319
		旭出学園	練馬区東大泉7-12-16	03-3922-4134
	自閉症 （混合教育） 武蔵野東学園	幼・小・中	武蔵野市緑町2-1-10	0422-52-2211
		武蔵野東高等専修学校	武蔵野市西久保3-25-3	0422-54-8611

※国立・区立・私立の学校への申込みについては、直接学校へお問い合わせください。



東京都特別支援教育推進室

〒162-0817 新宿区赤城元町1-3 教育庁神楽坂庁舎内

☎ 03-5228-3433
FAX 03-5228-3459

(8) 副籍制度による交流について

【東京都教育委員会副籍制度の啓発資料より抜粋】

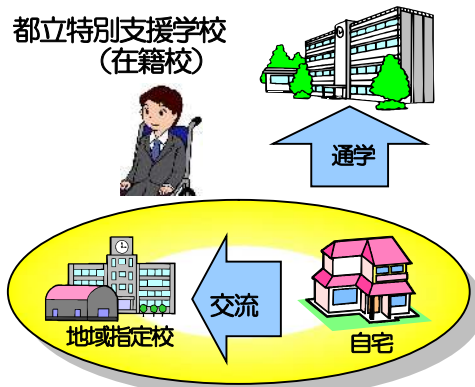
副籍制度とは

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。

※ 「副次的な籍」を『副籍』と言います。

※ 都立特別支援学校の児童・生徒が「副籍」を置く小・中学校のことを『地域指定校』と言います。

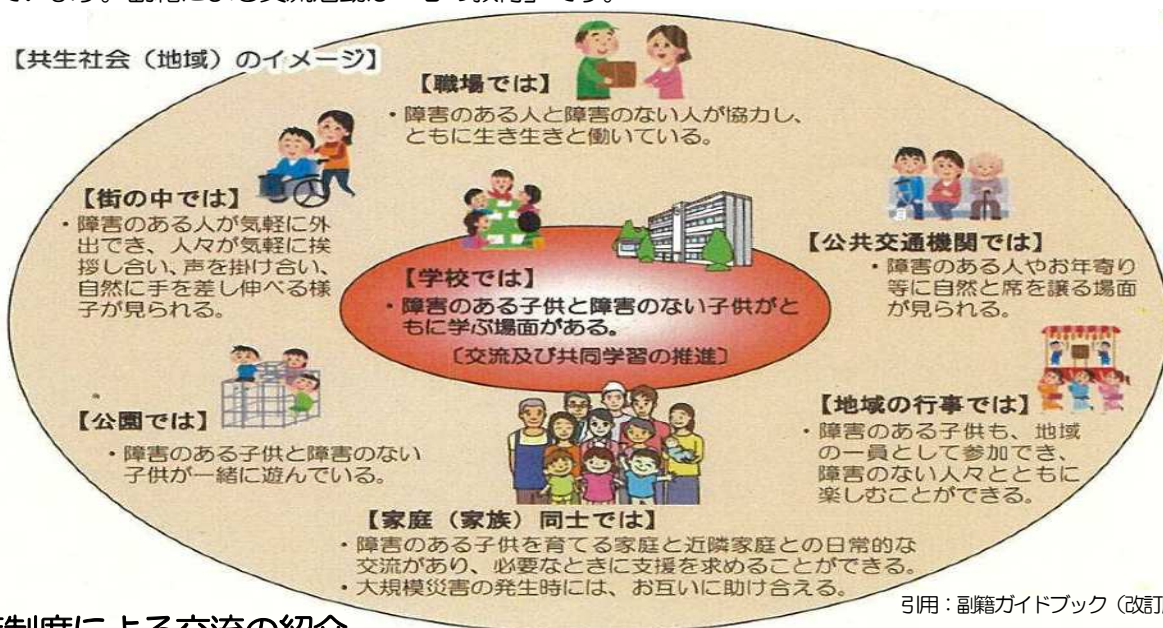
***原則、都立特別支援学校に在籍する全ての児童・生徒が対象。**



◆ 都立特別支援学校で学ぶ児童・生徒は、スクールバス等を利用して通うため、居住地域での子ども同士の交流機会が少ない。

副籍制度が目指すもの 『共生社会の実現』

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会を目指しています。副籍による交流活動は「心の教育」です。



副籍制度による交流の紹介

引用：副籍ガイドブック（改訂版）

R6.2月 東京都教育委員会

直接的な交流

○都立特別支援学校の児童・生徒が、保護者等の引率のもとで地域指定校の授業や学校行事に参加します。

学校行事等の見学・参加

・学芸会、文化祭、展覧会、運動会

授業等の参加

・国語や音楽の授業に参加
・全校集会や学年集会への参加
・部活動への参加

など

間接的な交流

学校便りの交換

・郵送でお便りの交換をする。
・保護者が地域指定校に持参して交換する。
・地域指定校の児童が特別支援学校の児童の家に届ける。

学校便りの交換以外の間接的な交流

・展覧会などに作品を出品し展示する。
・お便り交換で手紙を書いてやりとりする。

など

(9) 通級による指導

①通級指導学級

通常の学級に在籍する知的発達に遅れがなく、ことば・きこえに心配のある児童に対して、発音の誤りや吃音、言語理解、構音障害、聞こえなどの課題を改善するために、通級指導学級（ことば・きこえの教室）による指導があります。

ことば・きこえの教室への通級(小学校)

指導の形態

- 1 通級による指導は、在籍する学校から直接、通級していくことを基本にしています。通級する「ことば・きこえの教室」は、在籍する小学校で学区域が決められています。
- 2 指導は週1回程度で、1回の指導時間は45分の個別指導を基本とし、指導の時間帯は、学級担任と相談して決定します。個別指導では、個別指導計画に基づいて、個々の児童の課題に合わせた指導を行います。
- 3 通級は保護者もしくは代理の方の付き添いが必要です。通級する際にバスや電車などの公共交通機関を利用した場合は、児童の交通費のみ区より支給されます。事前に区への申請が必要となります。
- 4 通級での指導中は、在籍する学校で授業を受けていることと同じ扱いとなり、早退や遅刻、欠席にはなりません。

申し込み方法

※就学相談では、申し込みはできません。また、就学相談と併せた申し込みもできません。

(1) 幼稚園・保育園より「新入学予定児童のことば・きこえの相談」へ申し込む場合

新入学予定児童の相談の申請は、10月以降に在籍している園に申し込みます。在籍している園を通して児童の様子等の資料と合わせて区へ提出し、指定されたことば・きこえの教室で相談を受けてもらいます。その後、区の特別支援委員会で専門家等による審議により指導の可否を判断し、決定されます。

(2) 入学後、学級担任と相談し、学校へ申し込む場合

申込み後、学校内の委員会で検討し、区へ書類を提出し、区の特別支援委員会にて専門家等による審議により指導の可否を判断し、決定されます。

北区内3校に教室があります

赤羽小学校「ことば・きこえの教室」	北区赤羽 1-24-6	☎ 03-3901-6510
八幡小学校「ことばの教室」	北区赤羽台 3-18-5	☎ 03-5963-4521
王子小学校「ことば・きこえの教室」	北区王子 2-7-1	☎ 03-5902-3367

②東京都立の特別支援学校

東京都立の特別支援学校において、視覚障害や聴覚障害のある児童・生徒を対象にした「通級による指導」があります。区内の小・中学校の通常の学級に在籍していることが前提となります。

都立の視覚障害特別支援学校(盲学校)、聴覚障害特別支援学校(ろう学校)への通級を活用して障害による遅れやつまずきが生じている教科の学習や自立活動を中心に個別指導を行います。

③特別支援教室での巡回指導

通常の学級に在籍し、知的発達に遅れがなく、通常の学級での学習におおむね参加できるものの、発達障害等（自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠如多動症）があり、学校生活にうまく適応できない児童・生徒に対して、個々の課題に応じた「特別支援教室」での巡回指導があります。

指導の形態

巡回指導教員が、対象の児童・生徒が在籍する学校へ巡回し、学級担任と連携・情報共有を行いながら、課題に応じた指導を行います。

- 1 小学1年生は、入学後の学校生活に慣れるまでの間（4～6月）については巡回指導教員と共に、巡回指導講師や新入学サポート講師による学級の中での行動観察を行います。
- 2 巡回指導教員による指導は週1～2回（1～2時間）、最大8時間の個別指導を基本とし、指導の時間帯は、学級担任と相談して決定します。
- 3 児童・生徒の実態によっては、2～3名の小グループでの指導を行います。
- 4 個別指導では、個別指導計画に基づいて個々の児童・生徒の特性に応じた指導（自立活動）を行います。

指導の方法

- 1 一人一人の障害の状態や発達の段階等に応じた指導目標を設定して、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導（自立活動）を行います。
- 2 教科の補充や在籍学級での学習の遅れを取り戻すための指導は行いません。
- 3 特別支援教室の「原則の指導期間」は、1年間で、児童・生徒の個別の指導目標が達成された場合、特別支援教室を退室します。目標が達成できなかった場合は、指導期間の延長もあります。退室後も在籍学級において、その児童・生徒に必要な支援や配慮をしながら授業を行います。

指導の内容（小学校での実践例）※実践例として、一部の紹介となります。

- 1 自分の考えを表現できない児童への指導 ⇒週末の出来事の記録からの気持ちの聞き取り等
 - 2 書くことに苦手さや抵抗感のある児童への指導⇒視写、視知覚課題、指先の運動、穴埋め問題等
 - 3 他者との関わりに課題のある児童への指導 ⇒自己行動の振り返り、音読、スリーヒントクイズ等
 - 4 相手の気持ちや意見を受け入れることが苦手な児童への指導 ⇒カードゲームを使ったやりとり等
 - 5 力の調整や姿勢保持が苦手な児童への指導 ⇒トランポリン、呼吸の練習、バランス教材の活用等
- ※ 児童一人一人の実態や課題に応じた自立活動を組み合わせた指導を行っています。

指導を受けるには

1 入学前、就学相談による就学支援委員会での判断による場合

就学支援委員会での専門家等による判断の中で指導・支援が必要とされた場合に限ります。

2 入学後、学級担任と相談し、学校へ申し込む場合

申込み後、学校内の委員会で検討し、区へ書類を提出し、区の特別支援委員会での専門家等による審議により指導の可否を判断し、決定されます。

※申し込みには、期限があります。4月から11月上旬までの間となります。

※区へ書類が提出された後、巡回指導教員の面談、発達検査（＊）を実施し、区の委員会で審議されます。

＊他の機関等で行った2年以内の発達検査の結果を記録した書類があれば、区で行う検査に代えることができます。発達検査はお子さんが安定した状態で行える他の機関があれば、そこでの検査をお勧めしています。

(10) 放課後の生活

就学相談中の学童クラブへの申し込み

学童クラブへの申し込みは・・・

- ・一斉受付は、北区ホームページに掲載の「電子申請（LoGo フォーム）」で行います。申請期間は、毎年11月下旬から1月上旬までの指定された期間となっています。
- ・就学相談中で就学先が未だ決まっていない場合は、フォームの備考欄に「就学相談中」と記載してください。
- ・就学先が決まり次第、速やかに学童クラブに連絡してください。

※一斉受付期間以降の申し込みとなる場合は、当該の学童クラブもしくは、下記までお問い合わせください。
子ども未来部子どもわくわく課 ☎ 03-3908-9361

放課後子ども総合プラン『わくわく☆ひろば』

放課後子ども総合プラン『わくわく☆ひろば』とは、平日の放課後や土曜日、長期休みなど、小学校を会場に子どもたちの安全・安心な活動場所（居場所）を提供し、学童クラブの児童と一般の児童と一緒に遊んだり、体験活動、季節の行事などを行ったりします。

平日は放課後から17時（冬期は16時30分）まで、土曜日や長期休みは朝から開催します。

申し込みは入学後となり、新1年生は学校によって、利用開始時期（4月又は5月中）が異なります。2～6年生は4月1日より利用できます。

開催校や利用時間の延長等詳細については、北区ホームページもしくは下記までお問い合わせください。
子ども未来部子どもわくわく課 ☎ 03-3908-9361

放課後等デイサービスの利用

放課後総合プラン『わくわく☆ひろば』以外の放課後の生活として、障害のある児童を対象とした「放課後等児童デイサービス」という活動の場があります。

6歳から18歳までの就学年齢のお子さんが通うことができます。児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画に基づいて、自立支援と日常生活の充実のための活動などを行います。

利用にあたって

- ①北区内の事業所以外にも、北区外の実業所の利用もできます。
また、事業所によってサービスの内容が異なりますので、詳細は各事業所へお問い合わせください。
- ②利用にあたっては、障害者手帳の所持が原則ですが、所持していない場合は医師の意見書（診断書）が必要となります。その場合、毎年度契約更新の際にご提出いただくこととなります。

利用手続きの主な流れ

- ①まず、下記の地区担当係へご連絡のうえ利用の意向をお伝えください。
その後、放課後等デイサービス事業所の見学・相談等のご案内があり、利用したい事業所を決めていくこととなります。但し、1月から申し込み開始となります。
- ②地区担当係で障害者手帳または医師の意見書での状況を審査し、サービス受給者証が発行されます。
- ③サービス受給者証を利用する事業所へ持参し、事業所と契約を結び、利用開始となります。

事業所一覧

「北区障害者関係機関ガイドブック2024～子ども編～」等をご参照ください。

（参照：北区ホームページ→健康・医療・福祉→障害のある方→各種パンフレット等
→北区障害者関係機関ガイドブック2024）

居住地区	区役所・地区担当係	電 話
王子・滝野川	王子障害相談係（北区役所第一庁舎1階1～3番窓口）	03-3908-1358
赤羽	赤羽障害相談係（赤羽会館6階）	03-3903-4161
中里・西ヶ原・田端	滝野川地域障害者相談支援センター（飛鳥晴山苑内）	03-4334-6548



参考資料

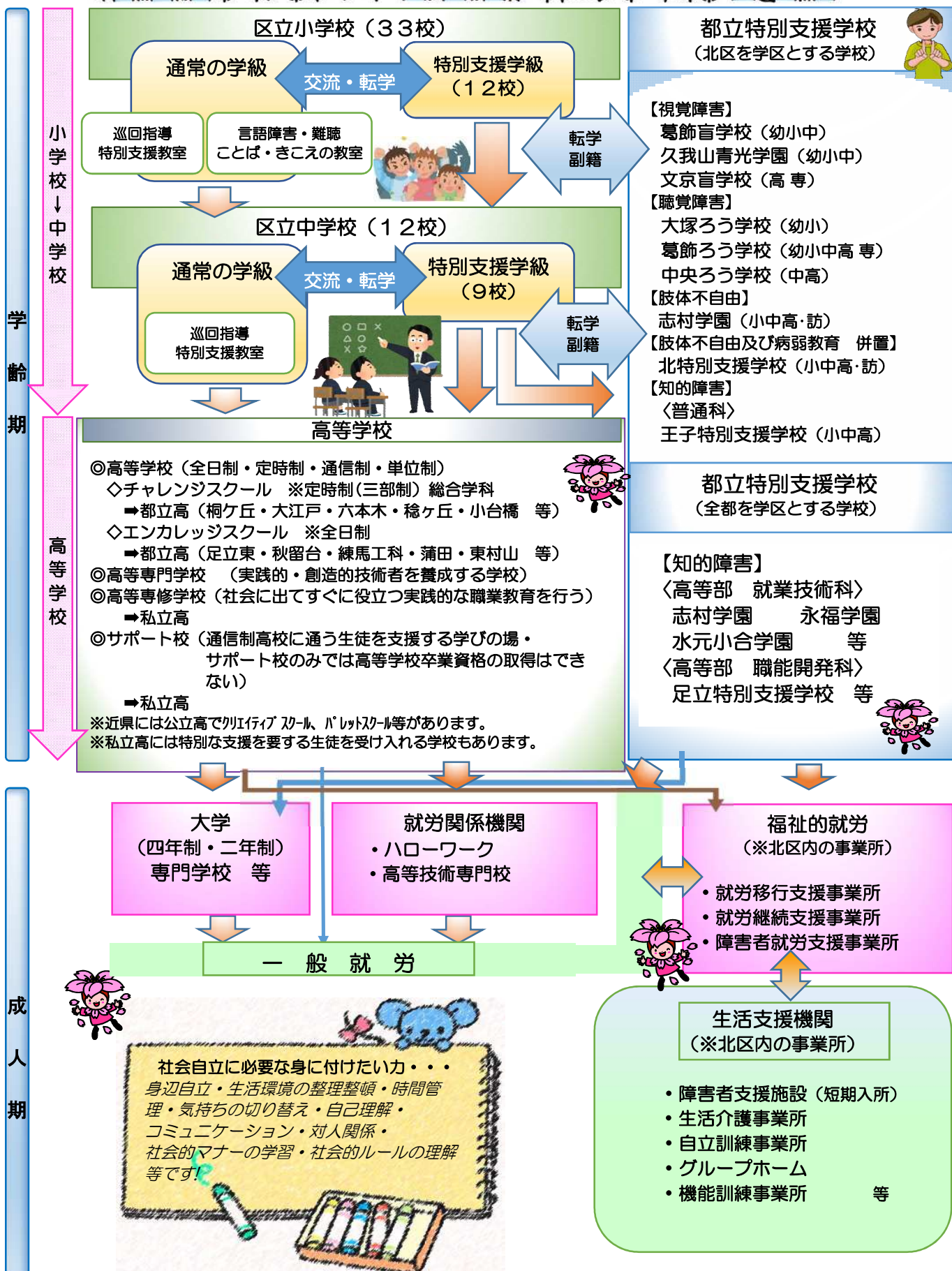
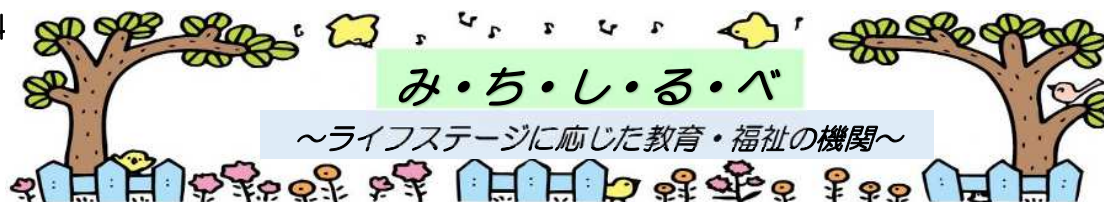


みちしるべ

いろいろな高等学校の教育

特別支援学校高等部の教育

北区立特別支援学級設置校一覧





いろいろな高等学校の教育

種 類	学習期間	特 色
全 日 制 課 程	3 年	一般的な高等学校。3年間、決められた学年、決められた時間割で学習します。
エンカレッジスクール 		小・中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、励まし、応援し、社会生活上、必要な基礎的・基本的学力を身に付けることを目的とし、基礎・基本の徹底と体験を重視した学習を行います。 都立【練馬工科、中野工科、足立東、東村山、蒲田、秋留台】
定 時 制 課 程	3 年以上	「午前部」「午後部」「夜間部」の各スタイルがあり、1日4時間の授業の学校。働きながら通う人もいて年齢はさまざまです。 都立【昼夜間定時制】 新宿山吹、一橋、桐ヶ丘、大江戸、稔ヶ丘 等 【夜間定時制】 飛鳥、六郷工科、板橋有徳、東久留米総合 等 私立高【科学技術学園、飛鳥未来高等学院など多数あり】
チャレンジスクール 		小・中学校時代に不登校経験を持つ生徒や長期欠席等が原因で高校を中途退学した者等を主に受け入れる、総合学科・三部制(午前部・午後部・夜間部)の高校で、他部履修により3年での卒業も可能です。 都立【桐ヶ丘、小台橋、稔ヶ丘、大江戸、小台橋、世田谷泉、八王子拓真】
通 信 制 課 程	3 年以上	自宅にテキストとレポートが送られてきて、課題を解いて送り返すスタイルの学校です。面接指導（スクーリング）があります。 都立【一橋、新宿山吹、砂川】
サポート校（私立）：通信制高校に通う生徒が3年間で卒業できるよう支援する学びの場。サポート校のみでは高等学校卒業資格の取得はできません。別途、学費が必要。		
高等専門学校	5 年	実践的・創造的技術者を養成することを目的とした高等教育機関
高等専修学校	1 年以上	中学卒業者を対象とし、社会に出てすぐに役立つ実践的な職業教育を行い、医療関係（准看護）、衛生関係（調理、製菓、理容・美容）、文化関係（服飾）、教養関係など、色々な分野でスペシャリストを養成する私立の学校。

※単位制とは、各科目に単位が設定され、必要単位数を取得し卒業する制度。一部の全日制、通信制、定時制の高校で導入されています。

※学年制とは、1学年で取得する単位数が決められている制度で、取得できないと留年となります。多くの全日制や定時制の高校で導入されています。

《参考》区立中学校・特別支援学級（知的）卒業後の進路の状況

	都立特別支援学校高等部			他地区	都立	サポート校	その他	卒業生
	普通科	就業技術科	職能開発科	特別支援学校	高等学校	私立学校		合計
令和5年度	8	7	2	2	9	8	2	38
令和4年度	14	8	0	0	8	11	1	42
令和3年度	17	13	0	0	6	7	1	44



特別支援学校高等部の教育

応募資格等

障害のある者（知的障害特別支援学校は知的障害）
特別支援学校中学部、中学校等に在籍し、来年3月に卒業見込みの者・卒業した者
その他の応募資格については、高等部普通科及び就業技術科・職能開発科の募集要項等を必ずご確認ください。

1 募集人員を定めない学校（普通科設置校）

- ・入学相談があります。
事前相談⇒出願（1月中旬）⇒入学相談（2月上旬）
⇒入学手続き（2月末）
- ・高等部普通科 通学区域が定められています。

- ・北区に住所がある場合の特別支援学校（知）高等部普通科

都立王子特別支援学校	高等部 普通科	知的障害・北区
------------	---------	---------

- ・障害種別毎に高等部普通科が設置されています。

都立文京盲学校	高等部 普通科・専攻科	視覚障害・全都
都立葛飾ろう学校	高等部 普通科・専攻科	聴覚障害・全都
都立志村学園（肢）	高等部 普通科	肢体不自由※
都立北特別支援学校（肢・病併置校）	高等部 普通科（肢） 高等部 普通科（病）	肢体不自由※ 病弱・全都

※肢体不自由校は区内住所により通学できる学校が定められています。

2 募集人員を定める学校（職業学科設置校）

- ・入学者選考があります。詳しくは実施要項をご覧ください。
- ・職業学科として就業技術科と職能開発科があります。
- ・通学区域は都内全域です。
- ・選考は、調査書、適性検査、面接を総合した成績により行う。

都立永福学園	高等部 就業技術科	杉並区
都立青峰学園	高等部 就業技術科	青梅市
都立南大沢学園	高等部 就業技術科	町田市
都立志村学園	高等部 就業技術科	板橋区
都立水元小合学園	高等部 就業技術科	葛飾区
都立足立特別支援学校	高等部 職能開発科	足立区
東久留米特別支援学校	高等部 職能開発科	東久留米市
港特別支援学校	高等部 職能開発科	港区
江東特別支援学校	高等部 職能開発科	江東区
青島特別支援学校	高等部 職能開発科	世田谷区
練馬特別支援学校	高等部 職能開発課	練馬区
八王子南特別支援学校	高等部 職能開発課	八王子市

- ・就業技術科・・・知的障害が軽度の生徒に専門的職業教育を行う。
- ・職能開発科・・・知的障害が軽度から中度の生徒に基礎的職業教育を行う。

問合わせ先
東京都特別支援教育推進室
☎ 03-5228-3433

令和7年3月現在

◇北区立特別支援学級設置校・都立特別支援学校一覧◇

知的障害特別支援学級

*小学校・中学校ともに、自宅の住所に最も近い学校が指定校です。

小学校

	学 校 名	所 在 地	電 話
①	王子第一小学校	北区 王子5-14-18	03-3919-9174
②	王子第三小学校	上十条5-2-3	03-3907-2355
③	豊川小学校	豊島3-10-23	03-3913-4111
④	赤羽小学校	赤羽1-24-6	03-3901-8510
⑤	なでしこ小学校	志茂1-34-17	03-3901-2601
⑥	桐ヶ丘郷小学校	桐ヶ丘1-10-23	03-3907-0878
⑦	浮間小学校	浮間3-4-27	03-3969-0491
⑧	滝野川小学校	西ヶ原1-18-10	03-3910-3703
⑨	滝野川第二小学校	滝野川6-19-4	03-3916-3278
⑩	滝野川第五小学校	昭和町3-3-12	03-3893-1200

中学校

	学 校 名	所 在 地	電 話
1	明桜中学校	北区 王子6-3-23	03-5959-0031
2	堀船中学校	王子5-2-8(仮校舎)	03-3911-8817
3	稲付中学校	赤羽西6-1-4	03-3900-6211
4	赤羽岩淵中学校	赤羽2-6-18	03-5249-4071
5	浮間中学校	浮間4-29-32	03-3967-0226
6	滝野川紅葉中学校	滝野川5-55-8	03-5907-5020
7	飛鳥中学校	西ヶ原3-5-12	03-3910-6175

自閉症・情緒障害特別支援学級

小学校

	学 校 名	所 在 地	電 話
①	王子小学校	北区 王子2-7-1	03-5902-3358

中学校

	学 校 名	所 在 地	電 話
②	王子桜中学校	北区 王子2-7-1	03-5902-3155

義務教育学校

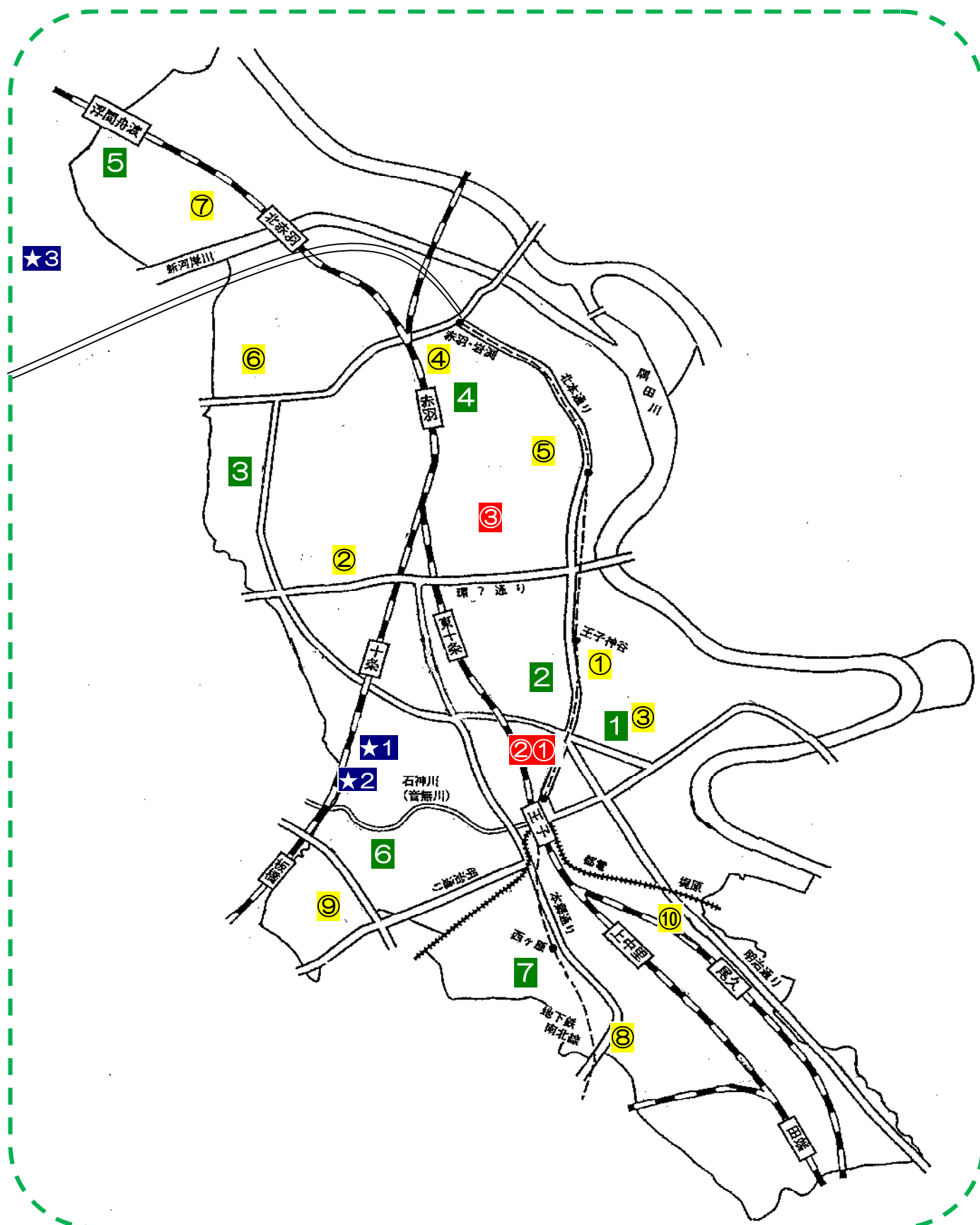
	学 校 名	所 在 地	電 話
③	都の北学園	北区 神谷2-30-1	前期課程(1~6年) 03-3901-2724
			後期課程(7~9年) 03-3902-2461

都立特別支援学校(北区・板橋区)

*学区が設定されています。

	学 校 名	所 在 地	電 話
★1	王子特別支援学校(知) 小学部・中学部・高等部	北区 十条台1-8-41	03-3909-8777
★2	北特別支援学校(肢・病) 小学部・中学部・高等部	北区 十条台1-1-1	03-3906-2321
★3	志村学園(肢) 小学部・中学部・高等部	板橋区 西台1-41-10	03-3931-2323

参考資料 北区立特別支援学級設置校・都立特別支援学校(地図)



◇ ホームページの案内 ◇

東京都北区ホームページ

<http://www.city.kita.tokyo.jp>

☆小・中学校一覧、小・中学校通学区域一覧

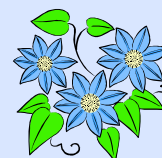
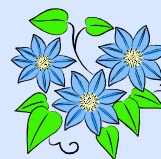
北区ホームページ ⇒ 子育て・教育 ⇒ 小・中学校・義務教育学校

⇒ 小・中学校・義務教育学校一覧

☆小・中学校特別支援学級

北区ホームページ ⇒ 子育て・教育 ⇒ 教育についての取り組み

⇒ 目標・計画・ビジョン⇒ 特別支援教育



東京都教育委員会ホームページ

<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp>

◇ 関係機関の案内 ◇

機関名	電話番号	相談内容
教育総合相談センター	03-3908-1237	・就学相談（就学先の相談・転学相談）
	03-3908-1326	・教育相談全般 ・特別支援教育（特別支援教室・ことば・きこえの教室） ・不登校に関する教育相談
	03-3905-3110	・いじめ110番
	03-3908-1215	・適応指導教室「ホップ・ステップ・ジャンプ教室」 不登校及び不登校児童
学校支援課 学事係	03-3908-1541	・区立学校の通学区域（指定校）のこと ・学齢児童・生徒の就学および転入退学のこと ※なお特別支援教育に関しては、上記の「教育総合相談センター」の取り扱いとなります ・就学援助のこと（特別支援学級就学奨励を含む）
子ども未来部 子どもわくわく課	03-3908-9361	・学童クラブに関すること ・放課後子ども総合プラン「わくわく☆ひろば」に関すること
子ども未来部 子ども家庭支援センター	03-3914-9565	・育児、しつけ、児童虐待などの相談 ・ファミリー・サポート・センター事業
児童発達支援センター	03-3913-8841	・発達に関する総合窓口として、発達相談に関すること ・運動や言葉、情緒などの心身の発達に遅れのある、あるいはその疑いのある就学前のお子さんに対して、療育及び生活支援などを行う児童発達支援施設
障害福祉課 王子障害相談係（王子・滝野川） 赤羽障害相談係（赤羽） 滝野川地域障害者相談支援センター （飛鳥晴山苑内）	03-3908-1358 03-3903-4161 03-4334-6548	・障害についての相談 ・障害者保健福祉の総合相談、サービスの調整に関する こと ・障害者福祉事業に関すること ・障害者医療の助成に関すること
北児童相談所（東京都）	03-3913-5421	・18歳未満の子供に関する相談（手帳交付、施設入所を含む）

就学相談窓口案内

〒114-8546 北区滝野川2-52-10 北区役所滝野川分庁舎2階
 ☎ 03-3908-1237 FAX 03-3908-1257

JR京浜東北線 王子駅下車（親水公園口）・・・・・・・・・・徒歩 10分
 地下鉄南北線 王子駅下車（3番出口）・・・・・・・・・・徒歩 10分



滝野川分庁舎 2階 ⑦ 就学相談窓口

- 2階に受付がございます。来庁されましたら、就学相談窓口にお越しください。
- 3階プレイルーム等で、お子様の活動の様子を観察します。
- 保護者の方との面談、発達検査の際は3階相談室にて行います。

就学相談ガイドンス
 令和7年4月 発行

刊行物登録番号
 6-1-134

発行 東京都北区教育委員会教育振興部
 教育総合相談センター就学相談担当
 〒114-8546
 東京都北区滝野川2丁目52番10号
 電話 (03)3908-1237